

短期特例被保険者の給付と負担のバランス

(単位:枚、円、倍)

	① 短期特例 被保険者数	② 賃金総額 (推計)	③ 保険料額 (②×保険料率)	④ 特例一時金 給付額	⑤ 給付と負担の割合 (④/③)
平成12年度	209,759	948,431,662,400	9,484,316,624	93,198,728,590	9.8
平成13年度	196,068	852,249,055,000	11,931,486,770	89,542,515,091	7.5
平成14年度	185,116	775,826,449,300	12,413,223,189	80,901,285,026	6.5
平成15年度	173,651	751,655,471,900	12,026,487,550	71,029,535,412	5.9
平成16年度	162,995	705,672,770,700	11,290,764,331	63,304,595,368	5.6

(注)③の一般保険料額の料率については、建設業のものを使用しており、12年度は10/1000、13年度は14/1000、14-16年度は16/1000となっている。

(資料出所)厚生労働省「雇用保険業務統計」(平成17年)、「賃金構造基本統計調査」(平成15年)

基本手当(基本分)及び特例一時金の支給状況

(平成17年度)

(単位:人、百万円)

労働局	基本手当(基本分)				特例一時金			
	受給者実人員		支給金額		受給者数		支給金額	
		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)		構成比(%)
全国計	627,837	100.00	937,659	100.00	235,339	100.00	58,284	100.00
01北海道	34,848	5.55	48,112	5.13	134,504	57.15	33,667	57.76
02青森	10,912	1.74	14,313	1.53	36,340	15.44	8,943	15.34
03岩手	9,133	1.45	12,053	1.29	5,697	2.42	1,525	2.62
04宮城	12,593	2.01	18,246	1.95	1,662	0.71	393	0.67
05秋田	7,204	1.15	9,324	0.99	10,885	4.63	2,764	4.74
06山形	6,465	1.03	8,859	0.94	3,518	1.49	869	1.49
07福島	10,343	1.65	14,562	1.55	2,792	1.19	645	1.11
08茨城	11,686	1.86	17,686	1.89	88	0.04	21	0.04
09栃木	8,682	1.38	13,150	1.40	502	0.21	106	0.18
10群馬	7,562	1.20	11,578	1.23	885	0.38	199	0.34
11埼玉	29,653	4.72	47,286	5.04	104	0.04	26	0.04
12千葉	25,503	4.06	41,890	4.47	83	0.04	21	0.04
13東京	52,660	8.39	87,445	9.33	129	0.05	29	0.05
14神奈川	36,100	5.75	60,590	6.46	183	0.08	45	0.08
15新潟	11,921	1.90	16,587	1.77	7,583	3.22	1,837	3.15
16富山	5,064	0.81	7,416	0.79	2,720	1.16	715	1.23
17石川	6,053	0.96	8,879	0.95	2,752	1.17	703	1.21
18福井	3,680	0.59	5,260	0.56	1,103	0.47	287	0.49
19山梨	3,263	0.52	4,927	0.53	420	0.18	96	0.17
20長野	11,122	1.77	16,012	1.71	3,853	1.64	937	1.61
21岐阜	8,177	1.30	11,670	1.24	707	0.30	178	0.30
22静岡	16,658	2.65	24,737	2.64	218	0.09	51	0.09
23愛知	28,301	4.51	43,930	4.69	136	0.06	33	0.06
24三重	8,204	1.31	11,960	1.28	263	0.11	66	0.11
25滋賀	6,773	1.08	9,897	1.06	46	0.02	11	0.02
26京都	14,144	2.25	21,643	2.31	475	0.20	121	0.21
27大阪	44,961	7.16	71,481	7.62	133	0.06	32	0.05
28兵庫	29,058	4.63	44,084	4.70	2,120	0.90	471	0.81
29奈良	7,036	1.12	11,013	1.17	201	0.09	54	0.09
30和歌山	5,367	0.85	7,533	0.80	185	0.08	40	0.07
31鳥取	3,935	0.63	5,258	0.56	373	0.16	88	0.15
32島根	4,621	0.74	6,144	0.66	415	0.18	96	0.17
33岡山	10,045	1.60	14,112	1.51	151	0.06	33	0.06
34広島	15,271	2.43	22,011	2.35	869	0.37	176	0.30
35山口	7,123	1.13	10,308	1.10	242	0.10	51	0.09
36徳島	4,915	0.78	7,145	0.76	669	0.28	143	0.25
37香川	5,740	0.91	8,223	0.88	48	0.02	9	0.01
38愛媛	8,059	1.28	11,516	1.23	492	0.21	92	0.16
39高知	5,941	0.95	7,995	0.85	1,609	0.68	328	0.56
40福岡	30,780	4.90	45,171	4.82	325	0.14	69	0.12
41佐賀	5,018	0.80	6,623	0.71	313	0.13	63	0.11
42長崎	8,921	1.42	11,723	1.25	1,364	0.58	287	0.49
43熊本	10,773	1.72	14,508	1.55	1,537	0.65	313	0.54
44大分	7,655	1.22	10,272	1.10	205	0.09	46	0.08
45宮崎	7,425	1.18	9,576	1.02	1,112	0.47	254	0.44
46鹿児島	10,500	1.67	14,003	1.49	2,167	0.92	474	0.81
47沖縄	7,990	1.27	10,950	1.17	3,161	1.34	876	1.50

(注)1. 支給金額については、業務統計値である。

2. 基本手当基本分の受給者実人員は年度月平均である。

4 日雇労働求職者給付金

日雇労働求職者給付金の概要

日々雇用される者又は 30 日以内の期間を定めて雇用される者（日雇労働被保険者）が失業した場合において、失業の日の属する月の前 2 月において通算して 26 日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

等 級	給 付 金 日 額	賃 金 日 額 区 分
第 1 級	7,500円	11,300円以上
第 2 級	6,200円	8,200円以上11,300円未満
第 3 級	4,100円	8,200円未満

○ 日雇労働求職者給付金に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 頻繁に失業状態に陥るような被保険者に対する給付であるにもかかわらず、受給資格要件は一般求職者給付よりも緩く、結果として財政的には一般被保険者側から恒常的に持出しとなっている。

日雇労働求職者給付金については、給付額に見合う保険料収入を確保することが望ましいという考え方があることも踏まえ、給付水準並びに特掲事業の保険料及び印紙保険料の見直しを行うべきではないか。

日雇労働求職者給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者実人員			② 支給金額		
		男	女		男	女
12年度	327,505	297,806	29,699	25,319,480	23,696,690	1,622,790
13年度	309,129	282,992	26,137	24,277,622	22,781,185	1,496,437
14年度	285,636	261,860	23,776	22,471,900	21,075,836	1,396,064
15年度	262,220	241,441	20,779	20,757,150	19,461,348	1,295,802
16年度	233,856	215,193	18,663	18,098,335	16,930,438	1,167,897
平成17年 2月	18,490	17,022	1,468	1,221,218	1,139,839	81,379
3月	18,125	16,685	1,440	1,412,709	1,317,832	94,791
4月	18,217	16,820	1,397	1,214,974	1,138,054	76,920
5月	18,519	17,115	1,404	1,656,649	1,556,543	100,106
6月	17,404	16,004	1,400	1,302,375	1,215,360	87,015
7月	17,187	15,798	1,389	1,237,683	1,155,630	82,053
8月	17,651	16,286	1,365	1,409,519	1,318,280	91,239
9月	17,127	15,772	1,355	1,261,176	1,177,122	84,054
10月	16,906	15,589	6,317	1,212,083	1,134,142	77,941
11月	16,810	15,473	1,337	1,211,257	1,129,506	81,691
12月	16,699	15,365	1,334	1,014,387	948,583	65,804
平成17年 1月	18,331	16,934	1,397	1,750,623	1,641,282	109,341
2月	16,240	14,929	1,311	1,001,955	932,195	69,760

(注) 1. 各年度の数値は年度計である。

2. 支給金額は業務統計による暫定値である。

日雇被保険者の給付と負担のバランス

(単位:枚、円、倍)

	① 印紙貼付 枚数	② 平均賞金 月額	③ 賞金総額 (①×②)	④ 一般保険料額 (③×保険料率)	⑤ 印紙保険料 額	⑥ 合計保険料 額 (④+⑤)	⑦ 日雇求職者 給付額	⑧ 給付と 負担の割合 (⑦/⑥)
平成12年度	4,970,332	—	54,004,490,100	540,044,901	840,347,164	1,380,392,065	25,322,412,100	18.3
1級	4,081,967	11,300	46,126,227,100	461,262,271	—	—	—	—
2級	395,780	9,700	3,839,066,000	38,390,660	—	—	—	—
3級	492,585	8,200	4,039,197,000	40,391,970	—	—	—	—
平成13年度	4,646,297	—	50,634,128,500	708,877,799	784,160,760	1,493,038,559	24,274,752,300	16.3
1級	3,877,196	11,300	43,812,314,800	613,372,407	—	—	—	—
2級	343,457	9,700	3,331,532,900	46,641,461	—	—	—	—
3級	425,644	8,200	3,490,280,800	48,863,931	—	—	—	—
平成14年度	4,303,513	—	46,963,918,600	751,422,698	778,300,801	1,529,723,499	22,466,283,700	14.7
1級	3,602,820	11,300	40,711,866,000	651,389,856	—	—	—	—
2級	337,580	9,700	3,274,526,000	52,392,416	—	—	—	—
3級	363,113	8,200	2,977,526,600	47,640,426	—	—	—	—
平成15年度	3,971,946	—	43,398,130,000	694,370,080	788,182,674	1,482,552,754	20,767,732,200	14.0
1級	3,320,128	11,300	37,517,446,400	600,279,142	—	—	—	—
2級	357,184	9,700	3,464,684,800	55,434,957	—	—	—	—
3級	294,634	8,200	2,415,998,800	38,655,981	—	—	—	—
平成16年度	3,617,027	—	39,441,780,500	631,068,488	738,579,592	1,369,648,080	18,110,965,900	13.2
1級	2,975,046	11,300	33,618,019,800	537,888,317	—	—	—	—
2級	373,011	9,700	3,618,206,700	57,891,307	—	—	—	—
3級	268,970	8,200	2,205,554,000	35,288,864	—	—	—	—

(注)④の一般保険料額の料率については、建設業のものを使用しており、12年度は10/1000、13年度は14/1000、14-16年度は16/1000となっている。

5 就職促進給付

就職促進給付の概要

1 就業促進手当

(1) 就業手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に就業（再就職手当の対象となる就職を除く。）をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される。

(2) 再就職手当

所定給付日数の3分の1以上、かつ、45日以上を残して早期に安定した職業に再就職した場合に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

(3) 常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定した職業に再就職した場合（再就職手当を受けられる場合を除く。）に、支給残日数の30%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

2 移転費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介した職業に就くため、又は指示した訓練を受けるため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、旧居住地から新居住地までの距離等に応じた額が支給される。

3 広域求職活動費

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所の紹介により通勤範囲外の地域において求職活動を行った場合、これに要する運賃及び宿泊料が支給される。

○ **就職促進給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）**

- ① 早期再就職者支援基金が 16 年度限りでなくなったが、当該制度と同様、より早期の再就職の促進を図るための措置を検討する必要はないか。
- ② 所定給付日数の残日数が 1/3 かつ 45 日以上という基準が、早期再就職の促進のために適当な水準か。
- ③ 就業促進手当をあまり手厚くすると、本来は失業なく転職し得る者がいったん失業を経ることを助長する可能性もある。再就職手当があまり高額にならないようにする工夫や、失業を経ない労働移動に係るインセンティブを高める工夫について検討する必要があるのではないか。
- ④ 基本手当受給中の者が就業した場合、内職減額方式と就業手当方式のバランスを就業促進型となるよう見直すべきではないか。
- ⑤ 移転費や広域求職活動費は、実績等を踏まえ、その存在意義について再検討する必要はないか。

就業促進手当の支給状況

(単位：人、千円)

	就業手当		再就職手当		常用就職支度手当	
	① 初回受給者	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額	① 支給人員	② 支給金額
12年度	—	—	402,859	159,786,208	20,419	3,987,105
13年度	—	—	393,599	122,130,663	17,949	3,241,968
14年度	—	—	382,798	95,238,765	20,433	3,060,242
15年度	32,902	1,050,901	90,615	15,613,068	7,970	1,222,683
16年度	32,590	1,186,777	65,619	9,360,520	2,513	334,124
17年度	82,642	4,555,969	319,361	52,498,714	1,987	257,303
平成18年2月	2,527	89,870	5,225	730,273	243	33,925
4月	7,319	148,022	4,196	588,330	198	27,895
5月	8,635	317,963	21,390	3,454,740	267	35,629
6月	7,950	413,355	29,437	4,851,596	161	21,046
7月	6,933	410,958	31,996	5,206,327	131	17,959
8月	7,950	471,599	33,333	5,577,833	135	17,855
9月	7,128	438,083	27,317	4,516,336	111	14,480
10月	6,749	415,704	30,621	5,062,886	116	14,239
11月	6,819	411,243	31,501	5,133,144	131	15,590
12月	6,144	411,657	31,627	5,245,917	177	21,168
平成18年1月	5,788	408,135	27,851	4,576,762	177	21,990
2月	5,188	343,063	21,807	3,599,503	167	21,338
3月	6,039	366,188	28,285	4,685,340	217	28,114

(注) 1. 就業手当の施行は平成15年5月1日である。

2. 年度計の支給金額は決算終了後の確定値であり、各月分の支給金額は業務統計による暫定値である。

6 教育訓練給付

教育訓練給付の概要

1 趣旨

労働者が主体的に能力開発に取り組むことを支援し、雇用の安定等を図るため、労働者が自ら費用を負担して一定の教育訓練を受けた場合に、その教育訓練に要した費用の一部に相当する額を支給するもの

2 支給要件

次のイ又はロのいずれかに該当する者が、厚生労働大臣の指定する教育訓練^(注1)を受け、修了した場合であって、①支給要件期間^(注2)が5年以上のときは、当該教育訓練に要した費用の40%相当額（上限20万円）の教育訓練給付金が、②支給要件期間が3年以上5年未満のときは、当該教育訓練に要した費用の20%相当額（上限10万円）の教育訓練給付金が支給される。

イ 教育訓練を開始した日に被保険者である者。

ロ イ以外の者であって、教育訓練を開始した日が被保険者でなくなってから1年（適用対象期間の延長^(注3)）が行われた場合には最大4年）以内にある者。

（注1）雇用の安定及び就職の促進に資すると認められる教育訓練を厚生労働大臣が指定。対象講座数は8,807講座（平成17年10月1日現在）。

（注2）「支給要件期間」とは、教育訓練を開始する日までの通算した被保険者であった期間のこと。なお、過去に教育訓練給付金の支給を受けたことがある場合は、支給に係る教育訓練を開始した日前の期間は、支給要件期間には算入されない。

（注3）「適用対象期間の延長」とは、被保険者でなくなってから1年以内に妊娠、出産、育児、疾病、負傷等の理由により引き続き30日以上教育訓練の受講を開始できない日がある場合、教育訓練給付の対象となり得る期間にその受講を開始できない日数（最大3年間）を加算することができるというもの。

○ 教育訓練給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 教育訓練給付については、労働者の主体的な能力開発を促進するという制度趣旨を踏まえ、失業予防や再就職促進を通じて求職者給付の節約に資する効果も持つことに着目し、このような政策効果が認められるものについては引き続き実施すべきであることから、講座の実績を踏まえ、不断に講座の見直しを進めることが必要ではないか。
- ② 被保険者であった期間が3年以上5年未満の者と5年以上の者として給付水準（給付率、上限額）に差異を設けているが、それは適切か。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、教育訓練給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17年度予算で約290億円、失業等給付の約1.3%）についてどう評価するか。

○ **教育訓練給付に係る今後の課題（雇用保険部会報告書より）**

- ① 今回の見直しにとどまらず、雇用保険制度本来の役割との関係や、他の関連諸施策等の動向も勘案しつつ、今後ともその在り方について検討していく必要がある。（平成14年雇用保険部会報告書）

教育訓練給付の支給状況

(単位：人、千円)

	① 受給者数			② 支給金額		
		男	女		男	女
平成 12 年度	270,137	136,837	133,300	27,109,161	14,152,336	12,956,825
平成 13 年度	284,680	148,128	136,552	39,618,837	21,687,886	17,930,951
平成 14 年度	380,945	200,066	180,879	68,435,009	38,642,533	29,792,476
平成 15 年度	469,829	248,643	221,186	89,789,693	52,630,002	37,159,691
平成 16 年度	230,623	95,964	134,659	23,774,320	11,030,625	12,743,695
平成 17 年度	159,066	64,056	95,010	11,807,547	5,582,027	6,225,519
平成17年 3 月	13,955	5,114	8,841	1,107,112	486,816	620,296
4 月	13,908	4,861	9,047	1,239,685	527,481	712,204
5 月	11,784	4,350	7,434	930,165	401,452	528,713
6 月	11,682	4,293	7,389	856,189	374,851	481,338
7 月	13,310	5,596	7,714	1,001,696	507,352	494,345
8 月	18,611	9,180	9,431	1,436,912	823,735	613,176
9 月	13,514	5,199	8,315	931,514	415,333	516,180
10月	17,994	8,823	9,171	1,364,773	740,093	624,680
11月	17,432	7,694	9,738	1,179,112	590,253	588,859
12月	11,980	4,068	7,912	757,489	310,266	447,223
平成18年 1 月	9,197	3,251	5,946	642,938	275,781	367,157
2 月	8,868	2,880	5,988	619,484	246,692	372,792
3 月	10,786	3,861	6,925	847,590	368,737	478,853
11年 3 月からの累計	1,945,082	982,952	962,130	273,785,549	151,995,913	121,789,635

(注) 1. 教育訓練給付の施行は平成10年12月1日、支給開始は平成11年3月である。

2. 支給金額については、業務統計による暫定値である。

7 高年齢雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の概要

1 支給対象者

60歳時点に比して賃金額が25%を超えて低下した状態で雇用継続する高齢者（被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の被保険者）

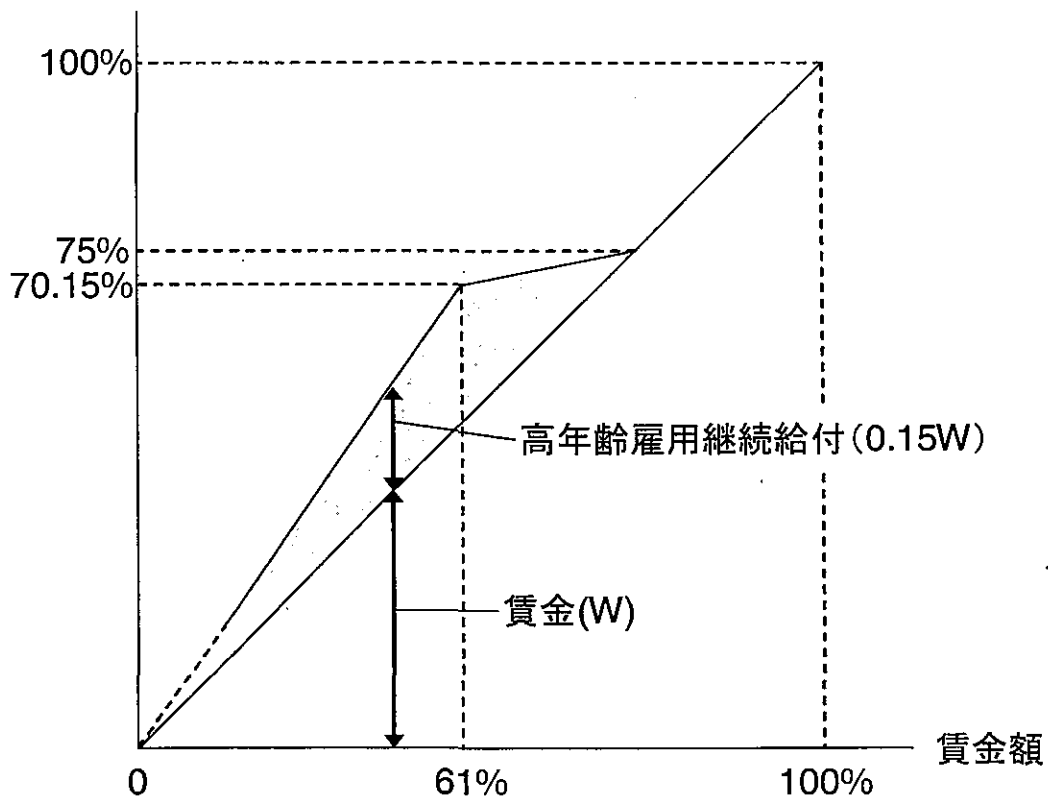
2 給付額

60歳以後の賃金の15%（賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金の70.15%を超え75%未満の場合は逡減した率）

3 支給期間

65歳に達するまでの期間

賃金額＋給付額



(注)100%は60歳時点の賃金である。

高齢者等の雇用の安定等に関する法律の 一部を改正する法律の概要

【背景】

少子高齢化の進展(労働力人口の減少)の中での高齢労働力の活用
＜経済社会の活力の維持＞

年金支給開始年齢の引上げの中での、生計維持のための収入確保、
社会保障制度の支え手の確保

高齢者が社会の支え手として活躍できるよう
65歳まで働ける労働市場の整備が必要

【改正の内容】

① 65歳までの雇用の確保

- 65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等を求める。
- ただし、労使協定により継続雇用制度の対象となる労働者に係る基準を定めたときは、希望者全員を対象としない制度も可能とする。
- なお、施行より政令で定める日までの間(当面大企業は3年間、中小企業は5年間)は、労使協定ではなく就業規則等に当該基準を定めることを可能とする。
- 定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の年齢は年金支給開始年齢の引上げに合わせ、2013年度(平成25年度)までに段階的に引き上げる。

② 中高年齢者の再就職の促進

- 労働者の募集・採用にあたって、事業主が上限年齢を設定する場合に、その理由の明示を求める。
- 事業主都合で離職を余儀なくされる高年齢者等に対して、事業主がその職務経歴や能力等を記載した書面を交付することを求める。

③ 多様な就業機会の確保

- シルバー人材センターが臨時的かつ短期的な又は軽易な業務に係る労働者派遣事業を行う場合について、特例(許可を届出とする)を設ける。

【施行期日】

- ②及び③については、平成16年12月1日から施行済み
- ①については、平成18年4月1日から施行

○ 高年齢雇用継続給付に係る論点（雇用保険基本問題研究会資料より）

- ① 今後、企業における賃金体系・賃金水準の見直しや 65 歳までの継続雇用の進展状況、労働市場への影響、在職老齢年金との関係等を総合的に勘案し、例えば、給付期間から高年齢者等の雇用の安定等に関する法律によって継続雇用の義務が課せられている期間を除く等の必要な見直しを行うことが必要ではないか。
- ② 現在のところ、60 歳台前半層の雇用継続を図る上で労使双方にとって重要な前提となっており、激変を避ける観点から検討を進めていく必要はないか。
- ③ 求職者給付と同じ財源から支弁していることを考えれば、雇用継続給付は、失業者と在職者との間の公平感に配慮し、失業等給付の中で過度に大きな規模となってはならないのではないか。現状の規模（17 年度予算で約 2,507 億円、失業等給付の約 11.5%）についてどう評価するか。